

第 4 3 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 5年 7月26日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書及びその他の文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

特定施設（以下「本件施設」という。）に係る下記書類

・直近 5年分の事業報告書様式 4及び 5

2 同年 8月 9日、実施機関は、本件公開請求に対して、特定施設事業報告書平成31年度～令和 4年度 様式 4及び様式 5（以下これらを「本件行政文書」という。）を含む行政文書を特定したが、このうち本件行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

3 同月22日、審査請求人は実施機関に対し、本件行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

4 同年 9月 8日、実施機関は、本件行政文書について、公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと及び同年10月10日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

6 同月28日、審査請求人は、名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分について執行停止の申立てを行った。

7 同年10月 4日、審査庁は、本件処分について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人、実施機関及び公開請求者に通知した。

第 3 実施機関の主張

1 弁明書によると、実施機関は、本件行政文書を公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 行政文書は条例に基づき原則公開であることについて

条例第 7 条により、実施機関は、請求された行政文書に同条に規定する非公開情報が記録されている場合を除き、情報公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならないものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、指定管理者募集において指定管理者として選定された団体の事業報告書（以下「本件報告書」という。）であり、審査請求人から提出されたものである。実施機関は、本件行政文書について公開請求がなされた場合には、条例第 7 条に基づいて公開しなければならないが、このことについて、募集要項において「提出書類は、条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、名古屋市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとします。公開請求があった場合は、条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。」と記載しており、審査請求人もこれを承知の上で応募しているはずである。

(3) 本件行政文書の処分について

本件行政文書の処分については、非公開事由がないものとして公開とした。

(4) 本件行政処分で公開とした部分が非公開事由にあたらぬことについて
ア 条例第 7 条第 1 項第 2 号の趣旨について

同号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動については非公開とすることを定めたものである。

イ 審査請求人による審査請求の理由について

本件処分は、本件報告書の情報を公開しようとするものであるが、当該報告書は、上記(1)及び(2)に従って公開が前提であるといえる。

審査請求人は、本件行政文書が「審査請求人がこれまで長年に渡り積み上げてきた管理運営に関するノウハウである」旨主張するが、本件行政文書を公開することによる不利益は「審査請求人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する」との主張にとどまり、具体的な損害があるとは認められず、審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれ

るおそれはない。

また、本件行政文書は、指定管理者として選定された際の平成27年度指定管理者公募選定時の質問において、過去の収支状況の金額について、名古屋市が「指定管理者としてのノウハウに該当する部分のため示すことはできない」と回答しており、本件処分と矛盾する旨主張するが、本件行政文書と同様の内容である「本件報告書平成30年度様式 4及び様式 5」について、第 385号答申において、公開が妥当であると審査会の結論が示されており、同主張は妥当でない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、本件行政文書を公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件報告書の公開請求について、具体的に「様式 4」「様式 5」と指定していることから、本件報告書全体を把握している人物の請求であることは容易に想像でき、審査請求人の事業ノウハウを入手することを目的としたものと考えられる。これは条例第 1条の趣旨に反したものであり、たとえ個人名での請求であっても他社へ本団体の提案ノウハウが流出並びに提供される恐れがあると考えられる。

(2) 様式 4及び様式 5は、指定管理者指定申請書に基づき実施された結果を表し、加えて報告についての分析が記載されている。この内容は審査請求人がこれまで長年に渡り積み上げてきた管理運営に関するノウハウに基づき記載しているものであり、これを公にすることは、審査請求人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するものであり、条例第 7条第 1項第 2号の趣旨に反したものである。

(3) 今回請求している文書の対象期間における平成27年指定管理者申請公募時の質問において、過去の収支状況の金額について「指定管理者としてのノウハウに該当する部分のため示すことはできない」と名古屋市が回答をしており、今回、収支予算書を公開することは、回答が矛盾しているものである。

- (4) 本件報告書を公開請求者に公開することは、指定管理者選定において、誠実な計画によることのない提案書が提示されるなど、正当な競争性が失われ、ひいては市民の利益を損なうこととなるものである。
- (5) 弁明書において上記第 3の 1(2) のとおり、「募集要項において「提出書類は、条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、名古屋市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとします。情報公開請求があった場合は、条例第 7条第 1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。」と記載しており、審査請求人もこれを承知の上で応募しているはずである。」と記載しているが、今回の該当文書にあたる指定管理者募集要項には「情報公開請求があった場合は、条例第 7条第 1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。」の記載が確認できないため、どの部分を指しているのかご指南いただきたい。
- (6) 指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としているが、本件報告書を公開することで、経験データや改善策に基づく誠実な内容ではなく、安易に模倣提案をする申請者が出てくるのが容易に予想される。これは、公正な選定に支障を及ぼし、ひいては市民サービスの低下、施設の公平・安全な管理の欠如につながるものである。
- (7) 本件公開請求について、弊社のホームページに該当となる情報が掲載されているにもかかわらず、さらに詳細が記載されている本件報告書の具体的な様式を指定して請求していることから、本件報告書に記載されている分析の内容を得ることを目的としていると容易に想像できる。そこから事業内容を模倣することで、審査請求人のノウハウを利用した管理運営を行うことができ、これは名古屋市情報公開条例に基づく処分に係る審査請求基準を定める要綱第 7の 4(6) 「公開によって得た行政文書を違法又は不当に使用する蓋然性が認められるとき」に該当するものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書のうち実施機関が公開とした部分（以下「本件情報」という。）が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かが争点になっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

- (1) 指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上及び経費の削減等を図ることを目的としており、地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として公の施設の管理を代行するものである。
- (2) 名古屋市では、指定管理者制度の運用にあたっての基本的な考え方や標準的な手続き等を定めた「指定管理者制度の運用に関する指針（以下「本件指針」という。）」を策定しており、当該指針には、提出書類の種類や取扱等について記載されている。
- (3) 本件指針には、提出書類は、条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、名古屋市が必要と認める場合に全部もしくは一部を公表する旨を募集要項等に明記すると定められている。
- (4) 本件報告書は、実施機関が本件施設における平成28年 4月 1日から平成33（令和 3）年 3月31日までの期間の指定管理者を募集した指定管理者仕様書（以下「本件仕様書」という。）に基づき、審査請求人から提出されたものであり、審査請求人が指定管理者として実施した業務の実施状況、施設の利用状況、その他管理運営状況、事業に関する収支状況及び実施した業務等が記載された書類である。
- (5) 本件行政文書は、本件報告書の様式の一部であり、平成31年度から令和 4年度までの本件施設の利用者数一覧及び利用料金収入実績一覧が記載されている。
- (6) なお、審査請求人は、本件施設の指定管理者に選定され、平成28年度から令和 2年度までの当初の 5年間に加え、 2年間延長した令和 4年度までの 2年間の合計 7年間で指定管理期間として管理運営を行っている。

4 本件情報の条例第 7条第 1項第 2号該当性について

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書は、審査請求人が本件施設の指定管理者として実施した業務の利用者数一覧及び利用料金収入実績一覧が記載された書類であり、審査請求人における本件施設の運営管理に関する情報であることから、本件情報は法人等の事業活動に関する情報であると認められる。

(3) 次に、本件情報を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 条例第37条の 2第 1項において、指定管理者は、公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨規定し、また、同条第 2項において、実施機関は、指定管理者に対し、当該必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない旨規定しているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

イ したがって、公の施設の管理に関連する情報である本件情報については、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公益との比較衡量が求められる。

(4) 本件情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益について

ア 本件施設の指定管理者は民間企業等であるため、本件情報については、一定の企業ノウハウにあたる情報が含まれる可能性があり、審査請求人が本件情報を企業ノウハウであると考え、公開に反対することは、審査請求人の立場からすると理解はできる。しかし、審査請求人は、本件情報を公開すると審査請求人が不利益を被る、市民サービスの低下及び施設の公平・安全な管理の欠如につながるなどの抽象的なおそれを述べるに留まっているといわざるを得ない。

イ また、当審査会で見分したところ、本件仕様書において、本件行政文書が条例に基づく情報公開請求の対象になることが明記されており、本件行政文書がこれを前提に作成及び提出されていることからすると、審査請求人は、一定程度は企業ノウハウにあたる情報の公開を承認してい

たのであり、本件情報の非公開によって得られる利益への期待は高いとはいえない。

(5) 本件情報を公開することによる公益について

上記(3)アのとおり、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い名古屋市が指定管理者の事業状況について市民に対し説明責任を負うことからすると、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められる。

(6) したがって、本件情報を公開することによる公益より、公開とすることによって生じる事業活動上の不利益が優越するとする事情は認められず、本件情報を公開することによって、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えとはいえない。

(7) 以上のことから、本件情報は条例第 7条第 1項第 2号に該当しないと認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年10月 4日	諮問書の受理
10月20日	弁明書の写しの受理
11月 7日	反論意見書の受理
12月15日 (第68回第 2小委員会)	調査審議
令和 6年月 1月22日 (第69回第 2小委員会)	調査審議
2月16日 (第70回第 2小委員会)	調査審議
3月15日 (第71回第 2小委員会)	調査審議

3月29日	答申
-------	----

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充